

一宮市障害福祉サービス等支給決定基準

(目的)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条の規定による支給決定又は第24条の規定による支給決定の変更の決定及び児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第21条の5の7の規定による支給決定又は第21条の5の8の規定による支給決定の変更の決定を行うにあたり、公平かつ適正な給付を決定するため、支給量の基準を定めることを目的とする。

(支給量)

第2条 支給量は1月を単位として決定する。

2 居宅介護、重度訪問介護及び重度障害者等包括支援の支給量は、別表第1に掲げる単位数を1時間又は1回あたりの単位数として算出した単位数が、別表第2に掲げる基本単位数と、別表第3に掲げる加算単位数の合計を超えない範囲で決定するものとする。

3 その他のサービスの支給量は、別表第4の基本支給量の範囲で決定するものとする。

(意見聴取)

第3条 前条第2項及び第3項の規定による支給量を超えて決定する必要があるときは、一宮市福祉事務所へ必要書類を提出し、一宮市障害者自立支援審査会をはじめとする関係機関の意見を聴くものとする。

付 則

(施行期日)

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

この基準は、令和3年1月1日以降の支給決定又は支給決定の変更の決定について適用し、この基準の施行前の支給決定又は支給決定の変更の決定については適用しない。

別表第1 1時間又は1回あたりの単位数

サービスの種類	単位数
居宅介護：身体介護・通院等介助（身体介護を伴う）	390単位
居宅介護：家事援助・通院等介助（身体介護を伴わない）	190単位
居宅介護：通院等乗降介助	90単位
重度訪問介護	180単位
重度障害者等包括支援	200単位

別表第2 基本単位数

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児
居宅介護 (通院等介助支給決定なし)	4,000	8,000	15,000	21,000	27,000	33,000	15,000
居宅介護 (通院等介助支給決定あり)	5,000	10,000	18,000	24,000	30,000	36,000	18,000
居宅介護 (介護保険対象者)	3,000	3,800	5,600	8,800	11,700	14,700	—
重度訪問介護	—	—	—	27,000	34,000	49,000	—
重度障害者等包括支援	—	—	—	—	—	86,000	—

別表第3 加算単位数

加算項目	加算単位数
障害者本人又は介護者の状況等により、支援が必要なことによる加算	基本単位数の30～100%
置かれている住環境等により支援が必要なことによる加算	基本単位数の50%
身体的理由等により1人での介護が困難なことによる加算（該当する部分のみ）	基本単位数の50～100%
上記加算単位数を積算する際は理由・状況等を提出書類に明記する	

別表第4 基本支給量

サービスの種類	支給量
同行援護・行動援護	40時間（2人体制の場合は80時間） （2人体制が必要な理由を明記する）
短期入所	7日
日中活動系サービス	当該月の日数から8日を控除した日数
居住系サービス・療養介護・就労定着支援・自立生活援助・地域相談支援	当該月の日数
児童発達支援・放課後等デイサービス	当該月の日数から8日を控除した日数
保育所等訪問支援	2日